

学校いじめ防止基本方針 (R7.4.1 更新)

喜多方市立高郷中学校

いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）及びいじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）を受けて、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

I いじめ防止についての本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全成長に影響を及ぼす、人権に関わる重大な問題であることを認識し、「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられている子を必ず守り通す」「いじめはどの子にも起りうるという共通認識のもと、どんな些細なことでも見逃さず、また親身になって相談に応じることが大切である。

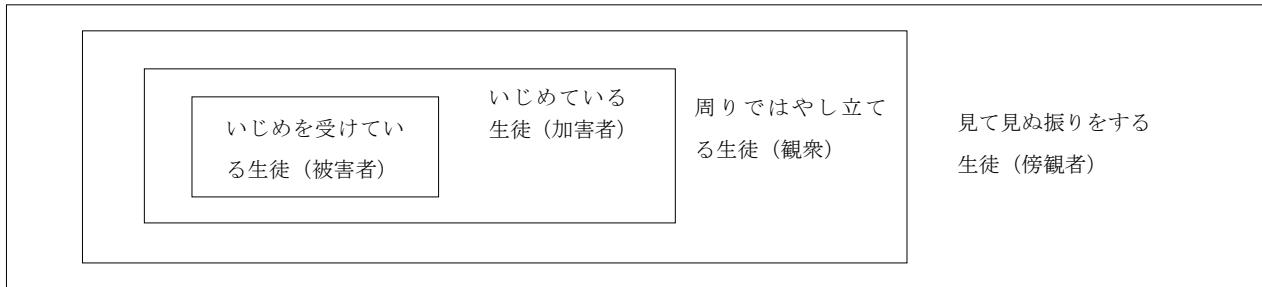
そのためには、学校として教育活動のすべてにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの構造

いじめは基本的に4層構造となっている。観衆や傍観者も結果としていじめを助長することになる。また被害者と加害者の立場が逆転することもある。傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことが大切となる。



4 具体的ないじめの様態

- ① 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。
 - ・身体や動作について不快な言葉を用いて悪口を言われる。
 - ・本人のいやがるあだ名で呼ばれる。
 - ・存在を否定される。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
 - ・対象の子がくると、その場からみんないなくなる。

- ・遊びやチームに入れない。
 - ・席を離される。

③ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

 - ・わざとぶつかられたり、通るときに足を掛けられたりする。
 - ・たたく、殴る、蹴る、つねる等が繰り返される。
 - ・遊びと称して対象の子が技をかけられる。

④ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

 - ・恐喝、たかり、物を売りつけられる、「借りる」と称して返さない。
 - ・持ち物を盗まれたり、隠されたり、落書きをされたり、捨てられたりする。
 - ・靴に画鋲やガムを入れられる。

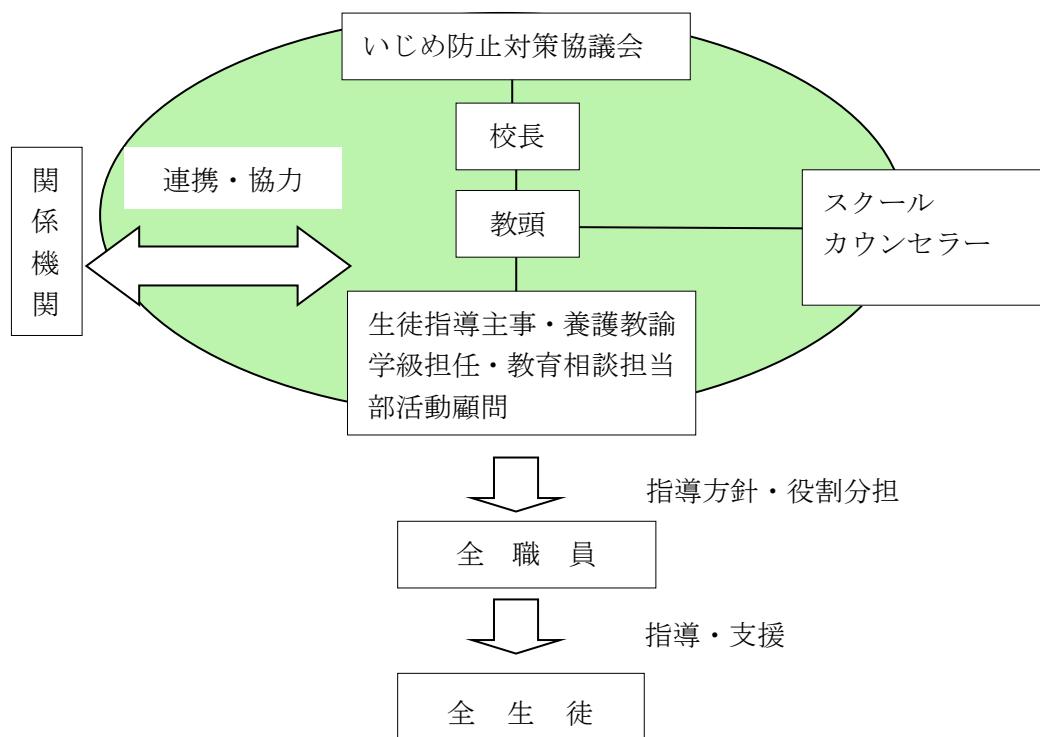
⑤ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

 - ・使い走りをさせられたり、万引きやかつあげを強要されたり、登下校時に荷物を持たされたりする。
 - ・笑われるようなこと、恥ずかしいことを無理やりさせられたりする。
 - ・衣服を脱がせられたり、髪の毛を切ったりされる。

⑥ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

 - ・パソコンや携帯電話等の掲示板やブログに誹謗や中傷の情報を載せられる。
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)のグループから故意に外される。

II いじめ防止等の対策のための組織



○ 組織の役割

- ・ 基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
 - ・ 未然防止等、教職員の資質能力向上のための校内研修
 - ・ いじめの疑いに係る情報があったときの組織的な対応のための連絡・調整
(緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携など)

III いじめの未然防止のための具体的な取り組み

1 学校全体として

- ・生徒に対する教師の受容的、共感的态度により、生徒一人一人の活躍の場を設定し、個々の生徒のよさが發揮され、互いを認め合う学校づくりに努める。
- ・言語環境を整え、時と場に応じた正しい言葉遣いを機会あるごとに指導する。
- ・学校や地域に誇りを持ち、集団の一員として、思いやりの心を持って全体に奉仕する精神を醸成する。
- ・教師の不適切な認識や差別的な態度、言動に注意する。

2 学級経営では

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。
- ・道徳教育や学級活動などで「いじめはいけない」「何がいじめなのか」を指導する。
- ・友人関係や集団づくり、社会性の育成につながる社会体験や交流体験を計画的に進める。

3 授業では

- ・規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学級づくりを進める。
- ・わかる授業づくりを進める。
- ・すべての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- ・授業を公開し、生徒指導の観点から授業を参考にしていく。
- ・授業中の規律（挨拶と返事、正しい姿勢、発表の仕方や効き方等）の問題を改善する。

4 道徳や特別活動等では

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う。
- ・道徳教育や学級活動などで「いじめはいけない」「何がいじめなのか」を指導する。
- ・他人を思いやる心や人権を尊重する心を育成する。
- ・友人関係や集団づくり、社会性の育成につながる社会体験や交流体験を計画的に進める。
- ・特別活動など他の生徒との関わりから、人と関わることの喜びや自己有用感を得させる。
- ・生徒会でいじめを自分たちの問題として受け止め、主体的に行動できるよう働きかける。

5 休み時間や部活動等では

- ・居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、一人一人が活躍できる集団づくりをする。
- ・「小さなサイン」を見逃さない。
- ・よりよい人間関係づくりを指導する。
- ・一人で悩みを抱え込まず、情報を共有する。
- ・生徒への温かい言動に心がける。

6 インターネット上のいじめを防止するために

- ・関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握する。
- ・情報モラル教育を推進し、意識を向上させる。
- ・保護者懇談会やPTA総会等を利用して、保護者へ啓発する。

IV いじめを早期発見するための日常的な取り組み

1 児童生徒の些細な変化に気付き、気付いた情報を確実に共有し、速やかに対応する。

2 Q—U テストを活用して学級づくりを進める。

3 児童生徒、保護者対象のいじめアンケートを学期ごとに実施する。

4 定期的に教育相談を実施する。

5 電話相談を周知する。

6 スクールカウンセラーを積極的に活用する。

7 保護者及び地域に対し、学校基本方針及び取組についての理解を図る。

V いじめやいじめが疑われる行為を発見した時の取り組み

1 発見から指導、組織的対応の展開

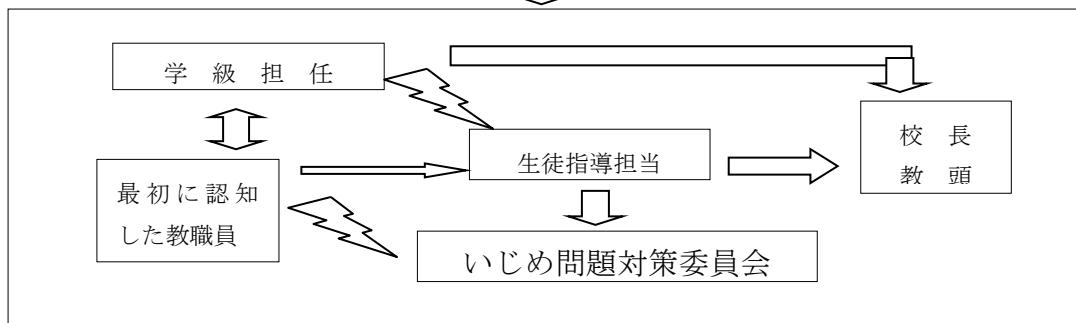
① 情報のキャッチ

- ・いじめが疑われている言動を目撃
- ・生活ノートから気になる言葉を発見
- ・生徒や保護者からの訴え
- ・「悩みアンケート」から発見
- ・同僚からの情報提供

独断で判断し、解決を焦らない

- ▲報告を受けた担任が陥りやすい傾向
- ・自分の責任と思い詰め、自分で解決しようとする
 - ・指導力が否定されたと感じる
 - ・解決を焦る

必ず報告



② 対応チームの編成

* 状況に応じ、柔軟に素早く対応

③ 対応方針の決定・役割分担

ア 情報の整理

- ・いじめの態様、関係者の把握（周囲、傍観者も含め）

イ 対応方針

- ・緊急度の確認 「自殺」「不登校」「脅迫」「暴行」等の危険度を確認
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

ウ 役割分担

- ・被害者からの事情聴取と支援
- ・加害者からの事情聴取と指導
- ・周囲の生徒と全体への指導
- ・保護者への対応
- ・関係機関への対応

④ 事実の究明と支援・指導

ア 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聞き、事実に基づく指導を行えるようする。

聴取は、被害者→周囲にいる者（冷静に状況を捉えている者）→加害者 の順に行う。

※ 事情聴取の際の留意事項

- 関係者の情報に食い違いがないか、複数の教員で行う。
- 情報提供者については秘密を厳守し、報復などが起こらないよう細心の注意を払う。
- 聽取を終えた後は保護者に来校願い、教師から保護者に直接説明する。

- ※ 事情聴取の際にしてはいけないこと
 - ▲ 当事者同士を同じ場所で事情聴取すること
 - ▲ 注意、叱責、説教だけで終わること
 - ▲ 双方の言い分だけを聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること
 - ▲ ただ単に謝ることだけで終わらせること
 - ▲ 当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導をすること

⑤ いじめの被害者、加害者、周囲の生徒への指導

ア いじめられた生徒への対応

【基本姿勢】

- いかなる理由があろうと、いじめられた生徒に対して徹底して味方になる。
- 生徒の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 生徒にとって話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けたつらさや悔しさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実確認をする。

【支援】

- いじめている側を絶対に許さないことや今後の指導のしかたについて伝える。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、生徒のよさや優れているところを認め、励ます。
- 加害者との今後のつきあい方など、行動の仕方を具体的に指導する。
- 学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教えておく。
- ▲「君にも原因がある」「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】

- 生活ノートや面談などを通し、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学活などを通じて、エネルギーをプラスの方向に向かわせ、よさを認めていく。

イ いじめた生徒への対応

【基本姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、嘘やごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- 被害者の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等をさせない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内での立場等をふり返らせるなどしながら、今後の行動について考えさせる。
- 不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

- 生活ノートや面談を通じて、教師との交流を続けながら成長を確認していく。
- 授業や学活などを通じて、エネルギーをプラスの方向に向かわせ、よさを認めていく。

ウ 観衆、傍観者への指導

【基本的な指導】

○いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。

○いじめの問題に、教師が生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

○いじめの事実を告げることは「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

○周囲ではやし立てていた者や傍観者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。

○被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。

○これからどのように行動したらよいかを考えさせる。

○いじめ発生の誘引となった集団の行動範囲や言葉遣いなどについてふり返らせる。

○いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【経過観察等】

○授業や学活などを通じて、エネルギーをプラスの方向に向かわせ、よさを認めていく。

○いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

2 保護者との連携

ア 被害生徒保護者との連携

○事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、事実を正確に伝える。

○学校として徹底的に守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。

○対応経過を小まめに伝えるとともに、保護者から生徒の様子等について情報提供を受ける。

○いじめの全容がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。

○対応を安易に終息せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

※ 保護者の不信をかう対応

▲保護者からの訴えに対し安易に「うちのクラス（学校）にはいじめはない」と言う。

▲「お子さんにも問題がある」などの誤った発言をする。

▲電話で簡単に対応する。

イ 加害生徒保護者との連携

○事情聴取後、保護者に来校願い、事実を経過とともに伝え、その場で生徒に事実の確認をする。

○相手生徒の状況も伝え、いじめの深刻さを理解してもらう。

○指導の経過と生徒の変容の様子を伝え、指導に対する理解を求める。

○誰もが、被害者にも加害者にもなりうることを伝え、学校には事実について指導しよりよく成長させたいと考えていることを伝える。

○事実を認めなかつたり、うちの子は首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判する保護者に対しては、改めて事実確認と学校の指導方針、教師の生徒を思う信念を示し理解を求める。

※ 保護者の不信をかう対応

▲保護者を非難する。

▲これまでの子育てについて非難する。

ウ 保護者との日常的な連携

○年度当初から、学年だよりや保護者会などで、いじめ問題に対する学校の認識や対応方法などを周知し、協力と情報提供を求める。

○いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針を明らかにしておく。

3 重大事態発生時の対応

〈重大事態とは〉

- ・いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・心身に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神面の疾患を発症した場合
- ・いじめにより相当の期間（30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認められるとき
（相当の期間にかかるわらず、疑いのある場合は迅速に調査する。）

- ・児童生徒や保護者からいじめられた重大事態に至ったという申し立てがあったとき

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。

② 教育委員会の指導・支援のもとに次のような対応に当たる。

- ・学校に重大事態の調査組織（スクールカウンセラー等を加える）を設置する。
- ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・調査結果を教育委員会に報告する。（教育委員会は市長に報告する。）
- ・調査結果を踏まえて必要な措置をする。
- ・教育委員会が調査主体となる場合は、指示のもとに資料の提出など調査に協力する。

VI 年間計画

月	具体的な活動（生徒指導、教育相談・実態調査、いじめ防止研修、いじめ防止のための会議等）	評価計画
4	いじめ防止対策会議①（学校いじめ防止基本方針について） いじめ防止校内研修①（未然防止と早期発見） 全校集会や学級指導でいじめ防止指導 スクールカウンセラーの活用（年間）	計画・目標の作成と提示
5	教育相談（二者相談）	
6	情報モラル指導（学級指導） いじめに関するアンケート調査①（生徒）	
7	インターネット上のいじめについて（保護者懇談会）	1学期の評価
8	いじめ防止対策会議②（実態把握と2学期の取組） 教育相談（二者相談）	
9	いじめ防止校内研修②（いじめへの対応）	
10	全校集会や学級指導で人権教育	
11	教育相談（三者相談） いじめに関するアンケート調査②（生徒）	
12		2学期の評価
1	いじめ防止対策会議③（実態把握と3学期の取組）	
2	教育相談 いじめに関するアンケート調査③（生徒）	
3		年間評価・報告

<評価と改善>

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価の方法は、職員、生徒、保護者、学校関係者によるアンケートとする。（いじめに関する調査は生徒指導部が行う）
- ② 評価結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討する。